

令和4年

磯城郡水道企業団議会第1回臨時会

会 議 録

磯城郡水道企業団

令和4年磯城郡水道企業団議会第1回臨時会会議録

令和4年2月16日（水曜日）

1. 出席議員 9名

1番	福山臣尾	議員	2番	堀	格	議員
3番	福西広理	議員	4番	瀬角清司	議員	
5番	渡辺哲久	議員	6番	辰巳光則	議員	
7番	竹邑利文	議員	8番	吉田容工	議員	
9番	植田昌孝	議員				

2. 欠席した議員

なし

3. 説明のために出席した者

企業長	森章浩	副企業長	小澤晃広
副企業長	森田浩司		
理事（川西町）	山口尚亮	主幹（川西町）	石古篤
部長（三宅町）	岡橋正識	課長（三宅町）	井ノ上博章
部長（田原本町）	谷口定幸	課長（田原本町）	久保知彦
課長補佐（田原本町）	長野宏昭		

4. 事務局出席者

課長	大塚高史	課長補佐	嶋田睦
主査	乾輝男	主査	増井肇

議 事 日 程

令和4年2月16日 水曜日

午後3時 開会

開 会 宣 言

企業長招集挨拶

- | | | | |
|----|-----|---------|--------------------------------|
| 日程 | 第 1 | | 仮議席の指定 |
| 日程 | 第 2 | 選挙第1号 | 議長の選挙 |
| 日程 | 第 3 | | 議席の指定 |
| 日程 | 第 4 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 | 第 5 | | 会期の決定 |
| 日程 | 第 6 | 選挙第2号 | 副議長の選挙 |
| 日程 | 第 7 | 発議第1号 | 磯城郡水道企業団議会会議規則 |
| 日程 | 第 8 | 議案の一括上程 | (報第1号及び議第1号より議第27号までの28議案について) |
| 日程 | 第 9 | 議 第28号 | 令和4年度磯城郡水道企業団水道事業会計予算 |
| 日程 | 第10 | 同 第 1号 | 監査委員選任の同意について |
| 日程 | 第11 | 同 第 2号 | 監査委員選任の同意について |
| 日程 | 第12 | 同 第 3号 | 公平委員会委員選任の同意について |
| 日程 | 第13 | 同 第 4号 | 公平委員会委員選任の同意について |
| 日程 | 第14 | 同 第 5号 | 公平委員会委員選任の同意について |

閉 会 宣 言

令和4年磯城郡水道企業団議会第1回臨時会議案一覧表

- 報 第 1 号 磯城郡水道企業団公告式条例の専決処分の報告
- 議 第 1 号 磯城郡水道企業団水道事業の設置等に関する条例
- 議 第 2 号 磯城郡水道企業団の休日を定める条例
- 議 第 3 号 磯城郡水道企業団議会定例会条例
- 議 第 4 号 磯城郡水道企業団監査委員条例
- 議 第 5 号 磯城郡水道企業団公平委員会設置条例
- 議 第 6 号 磯城郡水道企業団行政手続条例
- 議 第 7 号 磯城郡水道企業団行政不服審査会条例
- 議 第 8 号 磯城郡水道企業団暴力団排除条例
- 議 第 9 号 磯城郡水道企業団情報公開条例
- 議 第 10 号 磯城郡水道企業団個人情報保護条例
- 議 第 11 号 磯城郡水道企業団職員定数条例
- 議 第 12 号 磯城郡水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 議 第 13 号 磯城郡水道企業団職員の定年等に関する条例
- 議 第 14 号 磯城郡水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- 議 第 15 号 磯城郡水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 議 第 16 号 磯城郡水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例
- 議 第 17 号 磯城郡水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 議 第 18 号 磯城郡水道企業団職員の育児休業等に関する条例
- 議 第 19 号 磯城郡水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
- 議 第 20 号 磯城郡水道企業団特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例
- 議 第 21 号 磯城郡水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 議 第 22 号 磯城郡水道企業団職員等の旅費に関する条例
- 議 第 23 号 磯城郡水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 議 第 24 号 磯城郡水道企業団債権管理条例

- 議 第 2 5 号 磯城郡水道企業団給水条例
- 議 第 2 6 号 磯城郡水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び
に水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 議 第 2 7 号 奈良広域水質検査センター組合への加入について
- 議 第 2 8 号 令和 4 年度磯城郡水道企業団水道事業会計予算
- 同 第 1 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 同 第 2 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 同 第 3 号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについ
て
- 同 第 4 号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについ
て
- 同 第 5 号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについ
て
- 発議第 1 号 磯城郡水道企業団議会会議規則

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

◎臨時議長の紹介

事務局課長補佐（嶋田） 本日は、ご多用の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。
とうございます。

本臨時会は、企業団が設立され、構成3町の議会における企業団議会議員の選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。

よって、出席議員の中で、堀格議員が年長でございますので、ご紹介申し上げます。

堀議員、議長席に移動をお願いいたします。

臨時議長（堀格） 只今、ご紹介いただきました堀格でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。

議長が選出されるまでの間、どうぞ皆様方よろしくご協力賜りますようお願いいたします。

◎開 会

午後3時開会

臨時議長（堀格） 只今の出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、これから令和4年磯城郡水道企業団議会第1回臨時会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりです。

◎あいさつ

臨時議長（堀格） 企業長より、臨時会招集につきましての挨拶を受けることといたします。

企業長（森章浩） 本日は、令和4年磯城郡水道企業団議会第1回臨時会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

令和4年4月1日から、磯城郡3町の水道事業が経営を一体化し、「磯城郡水道企業団」として生まれ変わります。

昨今の水道事業を取り巻く経営環境は、年々厳しさを増しております。人口減少や節水機器の普及に伴う水需要の減少、老朽化施設の更新や耐震化対応に伴う費用負担の増大、熟練職員の大量退職による技術力の低下や職員数の減少が大きな課題となっており、将来的な水道料金の大幅な値上げや、安定した水道事業経営の困難化が懸念されている状況であります。

このような状況の中、個々の市町村が水道事業を単独で経営していくことは、限界が近づいていると考えております。

安全、安心な水道水を今後も安定的に供給していくため、磯城郡におきましては、平成26年度から磯城郡における水道事業の施設共同化・広域化の検討を開始し、これまで段階を踏んで準備を進めてきたところであります。

昨年6月には磯城郡各町の議会において、磯城郡水道企業団設立についてのご議決をいただき、昨年9月1日付けで企業団組織を発足させることができました。

そして、いよいよ本年4月1日から企業団での水道事業が開始されます。

本日の臨時会でございますが、磯城郡水道企業団で水道事業を運営していくために必要な条例、予算等の議案をご提案させていただきます。

是非、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、臨時会開催にあたっての挨拶とかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎開 議

臨時議長（堀格） これからの議事の進行につきましては、磯城郡水道企業団議会会議規則が、まだ制定されておられませんので、今議会に発議第1号として提案されております企業団議会会議規則（案）に準じて進行したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（堀格） 異議なしと認めます。

よって、これからの議事進行につきましては、企業団議会会議規則（案）により進めることといたします。

◎仮議席の指定

臨時議長（堀格） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席のとおりといたします。

◎議長の選挙

臨時議長（堀格） 日程第2、選挙第1号、議長の選挙につきましてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（堀格） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（堀格） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に、植田昌孝議員を指名いたします。

臨時議長（堀格） お諮りいたします。植田昌孝議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（堀格） 異議なしと認めます。

よって、植田昌孝議員が議長に当選されました。

◎当選の告知

臨時議長（堀格） 議長に当選されました植田昌孝議員が議場におられます。会議規則（案）第31条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

◎新議長就任のあいさつ

臨時議長（堀格） 植田議員より、議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

議長（植田昌孝） 議長就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、本会議におきまして、議員の皆様のおかげにより、磯城郡水道企業団議会の議長の重責を担うこととなり、職務の重大さを実感しているところでございます。

本企业団は、本年4月1日から、磯城郡3町の水道事業の経営を一体化し、事業運営を開始するところであり、今後、本企业団の発展を図るためにも、公平公正な議会運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましても、円滑な議会運営が図られますよう、ご支援とご指導をお願い申し上げます。簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長交代

臨時議長（堀格） 以上をもちまして、臨時議長の職務は全て終了いたしました。どうも皆様、ご協力ありがとうございました。

臨時議長（堀格） それでは、植田議長、議長席をお願いいたします。

（堀臨時議長、議長席から退席。植田議長、議長席に着席）

◎議長交代

議長（植田昌孝） それでは、続きまして、日程第3、議席の指定を行います。議席は、会議規則（案）第3条第1項の規定により、ただいま着席のとおりと指定いたします。

議席番号と氏名を事務局に朗読させます。

議長（植田昌孝） 大塚課長。

事務局課長（大塚） それでは、朗読をさせていただきます。

1番、福山臣尾議員。2番、堀格議員。3番、福西広理議員。4番、瀬角清司議員。5番、渡辺哲久議員。6番、辰巳光則議員。7番、竹邑利文議員。8番、吉田容工議員。9番、植田昌孝議員。以上でございます。

なお、大変恐れ入りますが、お手元の席札の議席番号にかけてございます白紙をお取りくださいますようお願いいたします。

議長（植田昌孝） 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則（案）第69条の規定により、議長より指名いたします。

1番、福山臣尾議員、及び3番、福西広理議員の2名を指名いたします。

議長（植田昌孝） 次に、日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（植田昌孝） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（植田昌孝） 次に、日程第6、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（植田昌孝） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長により、指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（植田昌孝） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、堀格議員を指名いたします。

議長（植田昌孝） お諮りいたします。堀格議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（植田昌孝） ご異議なしと認めます。よって、堀格議員が副議長に当選されました。

議長（植田昌孝） 副議長に当選された堀議員が議場におられます。会議規則（案）第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎新副議長就任のあいさつ

議長（植田昌孝） 堀議員より、副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

議長（植田昌孝） 堀格議員。

副議長（堀格） 副議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方のご推挙によりまして、副議長に選んでいただきまして、誠にありがとうございます。

本議会が公正、円滑に運営されますよう、誠心誠意、議長を支えてまいる所存でありますので、どうぞ皆様よろしくお願いをいたします。

簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうも皆様ありがとうございます。

議長（植田昌孝） ありがとうございました。

議長（植田昌孝） 次に、日程第7、発議第1号、磯城郡水道企業団議会会議規則を議題とし、朗読を省略し、提出者の7番 竹邑利文議員より提案理由の説明を求めます。

議長（植田昌孝） 7番、竹邑利文議員。

議員（竹邑利文） 提案理由の説明を行います。

先ほど、本会議前に配布されました発議第1号、磯城郡水道企業団議会会議規則をご覧ください。

発議第1号について、地方自治法第112条第1項の規定により提出いたします。

賛成者は、福山臣尾議員、福西広理議員、瀬角清司議員、辰巳光則議員でございます。

提案の理由を申し上げます。

発議第1号、磯城郡水道企業団議会会議規則は、地方自治法第120条の規定により、磯城郡水道企業団議会の会議規則を定めるものでございます。

以上、よろしくご審査の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

◎質 疑

議長（植田昌孝） それでは、これより質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（植田昌孝） 質疑なしと認めます。よって、質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（植田昌孝） これより討論を行います。討論ありませんか。

議長（植田昌孝） 8番、吉田議員。

議員（吉田容工） 私は、賛成討論をさせていただきます。

この規則について、第42条に討論の方法ということがありまして、反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならないと書いてあります。これについては、柔軟に運用していただきたいなど。

それと、第45条、ここには、発言、質疑の回数というのが書いてあって、発言のときにも使うわけですけども、そこには、3回を超えることが出来ない

と書いてあります。次に、ただし、特に議長の許可をいただければ、この限りではないとありますので、柔軟に対応していただきたい。

ということ要望しまして、この議会会議規則への賛成討論とさせていただきます。

議長（植田昌孝） 他に討論ありませんか。

それでは、討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。発議第1号について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

議長（植田昌孝） 次に、日程第8、報第1号及び議第1号より議第27号までの28議案を、会議規則第34条の規定により一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎提案理由の説明

議長（植田昌孝） ご異議なしと認めます。

朗読を省略し、企業長より提案理由の説明を求めます。

(森企業長挙手)

議長（植田昌孝） 森企業長。

企業長（森章浩） それでは、報第1号及び議第1号から議第27号までの2

8議案について、一括で提案理由の説明をさせていただきます。

まず、報第1号、磯城郡水道企業団公告式条例の専決処分の報告についてでございます。

この条例は、地方自治法第16条第4項及び第5項の規定に基づき、公告式に関し必要な事項を定めたものでございます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、磯城郡水道企業団の設立日である令和3年9月1日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、議第1号、磯城郡水道企業団水道事業の設置等に関する条例についてでございます。

この条例は、水道事業の経営を行うに当たり、給水区域、給水人口及び1日最大給水量並びに地方公営企業法で制定義務のある事項を定めるものでございます。

次に、議第2号、磯城郡水道企業団の休日を定める条例についてでございます。

この条例は、地方自治法第4条の2の規定に基づき、企業団の休日を定めるものでございます。

次に、議第3号、磯城郡水道企業団議会定例会条例についてでございます。

この条例は、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、企業団議会の定例会の回数を定めるものでございます。

次に、議第4号、磯城郡水道企業団監査委員条例についてでございます。

この条例は、地方自治法第202条の規定に基づき、企業団監査委員に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第5号、磯城郡水道企業団公平委員会設置条例についてでございます。

この条例は、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき、公平委員会の設置について定めるものでございます。

次に、議第6号、磯城郡水道企業団行政手続条例についてでございます。

この条例は、行政手続法第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し、共通する事項を定めるものでございます。

次に、議第7号、磯城郡水道企業団行政不服審査会条例についてでございます。

この条例は、行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき、磯城郡水道企業団行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第8号、磯城郡水道企業団暴力団排除条例についてでございます。

この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、企業団及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的な施策等を定めるものでございます。

次に、議第9号、磯城郡水道企業団情報公開条例についてでございます。

この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する住民の権利を明らかにし、情報公開に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第10号、磯城郡水道企業団個人情報保護条例についてでございます。

この条例は、基本的人権を擁護する上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第11号、磯城郡水道企業団職員定数条例についてでございます。

この条例は、地方自治法第172条第3項の規定に基づき、磯城郡水道企業団の職員の定数を定めるものでございます。

次に、議第12号、磯城郡水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてでございます。

この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第13号、磯城郡水道企業団職員の定年等に関する条例についてでございます。

この条例は、地方公務員法第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第14号、磯城郡水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例についてでございます。

この条例は、地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第15号、磯城郡水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例についてでございます。

この条例は、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第16号、磯城郡水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例についてでございます。

この条例は、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第17号、磯城郡水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関

する条例についてでございます。

この条例は、地方公務員法第35条の規定に基づき、職務に専念する義務を免除される場合について定めるものでございます。

次に、議第18号、磯城郡水道企業団職員の育児休業等に関する条例でございます。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律で制定義務のある事項について定めるものでございます。

次に、議第19号、磯城郡水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例についてでございます。

この条例は、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、企業団議会の議員に対する議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第20号、磯城郡水道企業団特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例についてでございます。

この条例は、地方自治法第203条の2第5項及び第207条の規定に基づき、企業長、副企業長、監査委員、公平委員等の報酬、費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第21号、磯城郡水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例についてでございます。

この条例は、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、企業団職員の給与の種類及び基準を定めるものでございます。

次に、議第22号、磯城郡水道企業団職員等の旅費に関する条例についてでございます。

この条例は、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第23号、磯城郡水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例でございます。

この条例は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第24号、磯城郡水道企業団債権管理条例についてでございます。

この条例は、企業団の債権の管理に関する事務の処理について、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第25号、磯城郡水道企業団給水条例についてでございます。

この条例は、水道法その他法令に定めがあるもののほか、磯城郡水道企業団

水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件等について、必要な事項を定めるものでございます。

また、議第26号、磯城郡水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についてでございます。

この条例は、水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等について、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第27号、奈良広域水質検査センター組合への加入についてでございます。

奈良広域水質検査センター組合には、これまで磯城郡の各町が加入していたところでございますが、磯城郡3町は令和4年3月31日をもって当該組合を脱退し、入れ替わりに、磯城郡水道企業団が令和4年4月1日から加入しようとするものでございます。

これに伴いまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議により奈良広域水質検査センター組合に加入することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、報第1号及び議第1号から議第27号までの28議案についての提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◎質 疑

議長（植田昌孝） それでは、これより質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（植田昌孝） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

議事の都合により、報第1号及び議第1号より議第27号までの28議案について、討論は一括とし、採決は議案ごとにいたします。

◎討 論

議長（植田昌孝） それでは、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（植田昌孝） 討論なしと認めます。討論をこれにて打ち切ります。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。報第1号、磯城郡水道企業団広告式条例の専決処分の報告について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第1号、磯城郡水道企業団水道事業の設置等に関する条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第2号、磯城郡水道企業団の休日を定める条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第3号、磯城郡水道企業団議会定例会条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） 次にお諮りいたします。議第4号、磯城郡水道企業団監査委員条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第5号、磯城郡水道企業団公平委員会設置条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第6号、磯城郡水道企業団行政手続条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） 次にお諮りいたします。議第7号、磯城郡水道企業団行政不服審査会条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第8号、磯城郡水道企業団暴力団排除条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第9号、磯城郡水道企業団情報公開条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第10号、磯城郡水道企業団個人情報保護条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第11号、磯城郡水道企業団職員定数条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第12号、磯城郡水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第13号、磯城郡水道企業団職員の定年等に関する条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第14号、磯城郡水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第15号、磯城郡水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第16号、磯城郡水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第17号、磯城郡水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第18号、磯城郡水道企業団職員の育児休業等に関する条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第19号、磯城郡水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第20号、磯城郡水道企業団特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第21号、磯城郡水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第22号、磯城郡水道企業団職員等の旅費に関する条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第23号、磯城郡水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第24号、磯城郡水道企業団債権管理条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第25号、磯城郡水道企業団給水条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第26号、磯城郡水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第27号、奈良県広域水質検査センター組合への加入について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

議長（植田昌孝） 次に日程第9、議第28号、令和4年度磯城郡水道企業団水道事業会計予算を議題とし、朗読を省略し、企業長より提案理由の説明を求めます。

◎提案理由の説明

（森企業長挙手）

議長（植田昌孝） 森企業長。

企業長（森章浩） それでは、議第28号、令和4年度磯城郡水道企業団水道事業会計予算について、ご説明いたします。

磯城郡水道企業団は、これまで磯城郡3町が個別に経営していた水道事業の経営を一体化することにより、施設の統廃合を進めるとともに、人材面を含めた水道の基盤強化を目指してまいります。

令和4年度予算の作成にあたりましては、広域化による業務の効率化を進めるとともに、広域連絡管の整備事業及び老朽管の更新事業につきましては、交付金を最大限に活用するなど、広域化のメリットを活かした内容となっております。

ます。

また、今回の経営の一体化にあたっては、各町個別のセグメント会計を採用することとなっておりますので、予算書についても、企業団全体としての金額と、各町セグメントの内訳とを併記するかたちで作成しておりますことを、ご報告いたします。

それでは、予算書に従いまして、順にご説明させていただきます。

はじめに、別冊の予算書の1ページをご覧ください。

まず、第1条につきましては、総則でございます。

第2条につきましては、業務の予定量を定めるもので、企業団全体としての給水戸数は2万1,000戸、年間総配水量は539万1,000m³を見込んでおります。

また、主要な建設改良事業としましては、運営基盤強化等事業として、川西町及び田原本町での老朽管更新事業で約2億円、三宅町での連絡管布設にかかる設計業務で約1千2百万円を見込んでいます。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、水道料金等の水道事業収益につきましては、企業団全体で、約13億5百万円を計上しております。

一方、水道事業費用につきましては、企業団全体で、約13億8百万円を計上するもので、令和4年度の純損益といたしましては、ここには記載はございませんが、税抜きベースの収支差引として、約9百万円の純損失を見込む内容となっております。

続きまして、予算書の3ページをご覧ください。

第4条の資本的収入及び支出でございます。

国庫補助金、地方公営企業繰出基準に基づく各町からの出資金及び負担金、企業債、固定資産売却代金等からなる資本的収入は、企業団全体で約2億円を計上しております。

一方で、建設改良費、企業債償還金等からなる資本的支出は、企業団全体で約5億2千1百万円を計上しております。

なお、資本的収入の不足額、約3億2千1百万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填することを予定しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

第5条につきましては、企業債の起債の限度額等を定めるもので、令和4年度は、企業団全体として、4,570万円を限度額としております。

第6条につきましては、一時借入金の限度額を定めるもので、令和4年度は、企業団全体として、2千万円を限度額としております。

続きまして、5ページをご覧ください。

第7条は各項間の経費の金額の流用について、第8条は議会の議決を経なけ

れば流用することのできない経費について、第9条はたな卸資産購入限度額について、それぞれ定めるものでございます。

第10条につきましては、重要な資産の処分についての予定を記載しております。川西町セグメント及び三宅町セグメントで、いずれも旧浄水場用地の売却を予定しているところでございます。

6ページ目以降には、実施計画書等を添付してございますが、ご説明については割愛させていただきます。

以上、予算に関する提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◎質 疑

議長（植田昌孝） それでは、これより質疑を許します。質疑ありませんか。

議長（植田昌孝） 8番、吉田議員。

議員（吉田容工） なかなかわからないことがたくさんありますので、基本的なことを聞かせていただきます。各町が県水から購入する単価はどうなっていますか。

議長（植田昌孝） 久保課長（田原本町）。

田原本町（久保課長） 田原本町でございます。県水購入費でございますが、県水からは、基準水量がございまして、基準水量までは130円/m³、それを超えましたら90円/m³というかたちでの購入となっております。

議長（植田昌孝） 石古主幹（川西町）。

川西町（石古主幹） 川西町においても、基準内水量は、税抜きで130円/m³、基準水量を超えると90円/m³となっております。

議長（植田昌孝） 井ノ上課長（三宅町）。

三宅町（井ノ上課長） 基準内水量までは、130円/m³、基準外水量につきましては、90円/m³でございます。以上です。

議長（植田昌孝） 8番、吉田議員。

議員（吉田容工） ありがとうございます。ちょっと先ほど、たくさん議案があつて聞き忘れたところがありましたので、手数料収入に絡んでくると思いますので、確認させていただきます。

議第25号の第33条に手数料というのがありまして、そのメーターの検査手数料がメーターの大きさによって違うと書いてあるんですね。それで、ここに30ミリというのがないので、これは何でないのかなあという思いをします。

例えば、第6条の前の方に行きますと、メーターの口径30ミリメートルは、川西町は140万円、田原本町132万円ということで、一応30ミリのメーターのコースがあるんだろうと私は思ってるんですね。ところが、検査では、30ミリがあがってこないで、この辺りはどうしてないのかなというところ、実際には、サイズはありますけど使っているところはないのかというところを教えてください。

議長（植田昌孝） 井ノ上課長（三宅町）。

三宅町（井ノ上課長） 三宅町の井ノ上です。三宅町につきましては、口径30ミリのメーターは使用しておりませんので、設定しておりません。

議長（植田昌孝） 久保課長（田原本町）。

田原本町（久保課長） 田原本町です。検査手数料につきましては、口径にかかわらず、2千円になってございます。以上です。

議長（植田昌孝） 石古主幹（川西町）。

川西町（石古主幹） 川西町です。川西町も同じく、メーターの口径にかかわらず2千円の手数料です。

議長（植田昌孝） 8番、吉田議員。

議員（吉田容工） 第33条の表はね、第19条第1項の検査、次の表に定める額という表がありますでしょう。メーター内口径別ってなってますやん。これは書いてあるだけで、実際には運用しないってことなんですか。ここに何で

30ミリはないのかなという、非常に素朴な質問を今させてもらってるんですけど、それを聞かせてもらってるので、これがなかってもいけると、2千円なんてどこにも書いてないんで、わからないんですけども。余計わからなくなってるんですけども、ちょっとわかりやすく説明をお願いします。

◎休 憩

午後3時51分

議長（植田昌孝） 暫時休憩します。

◎再 開

午後3時58分

議長（植田昌孝） 再開します。

議長（植田昌孝） 久保課長（田原本町）。

田原本町（久保課長） 3町まとめてお答えをさせていただきます。

今、吉田議員からご質問のごございました30ミリの件でございますが、現行のほうで、運用といたしまして、50円刻みになっておりますので、25ミリのところで30ミリについても、検査の申し出があれば対応させていただくというかたちでさせていただいて、協議の方を決めさせていただいております。以上です。

議員（吉田容工） 200円ですね。

議長（植田昌孝） 久保課長（田原本町）。

田原本町（久保課長） はい、そうでございます。

議長（植田昌孝） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（植田昌孝） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（植田昌孝） これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（植田昌孝） 討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（植田昌孝） お諮りいたします。議第28号、令和4年度磯城郡水道企業団水道事業会計予算について採決いたします。

議長（植田昌孝） 本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（植田昌孝） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

議長（植田昌孝） 次に、日程第10、同第1号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

◎除 斥

議長（植田昌孝） 地方自治法第117条の規定により、6番、辰巳光則議員の退席を求めます。

（辰巳議員 退席）

◎提案理由の説明

議長（植田昌孝） それでは朗読を省略し、企業長より提案理由の説明を求めます。

(森企業長挙手)

議長（植田昌孝） 森企業長。

企業長（森章浩） 同第1号、磯城郡水道企業団監査委員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由の説明を行います。

先程、本会議前に配布されました同第1号、磯城郡水道企業団監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてをご覧ください。

本企業団の監査委員につきましては、磯城郡水道企業団規約第13条の規定に基づき、企業団議会議員の中から、人格、識見ともに優れ、経験豊かな辰巳光則議員を選任いたしたいと存じます。

地方自治法第196条第1項の規定により、議会の皆様の同意を得たく、ご提案申し上げる次第でございます。

なお、辰巳議員につきましては、住所は、三宅町大字上但馬668番地の37で、生年月日は、昭和42年1月24日生まれの55歳でございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（植田昌孝） ただいま企業長より説明のありました監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（植田昌孝） ご異議なしと認めます。

よって、同第1号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、辰巳光則議員に同意することに決しました。

◎除斥の解除

議長（植田昌孝） それでは、辰巳議員に着席をしていただきますので、しばらくお待ち願います。

(辰巳議員 着席)

◎議案上程

◎提案理由の説明

議長（植田昌孝） 次に、日程第11、同第2号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とし、朗読を省略し、企業長より提案理由の説明を求めます。

（森企業長挙手）

議長（植田昌孝） 森企業長。

企業長（森章浩） 同第2号、磯城郡水道企業団監査委員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由の説明を行います。

本企业団の監査委員につきましては、磯城郡水道企業団規約第13条の規定に基づき、人格、識見ともに優れ、経験豊かな米田隆史氏を選任いたしたいと存じます。

地方自治法第196条第1項の規定により、議会の皆様の同意を得たく、ご提案申し上げる次第でございます。

なお、米田氏につきましては、住所は、御所市大字稲宿11番地で、生年月日は、昭和27年3月14日生まれの69歳でございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◎表 決

議長（植田昌孝） ただいま企業長より説明のありました監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（植田昌孝） ご異議なしと認めます。

よって、同第2号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、米田隆史君に同意することに決しました。

◎議案上程

◎提案理由の説明

議長（植田昌孝） 次に、日程第12、同第3号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とし、朗読を省略し、企業長より提案理由の説明を求めます。

（森企業長挙手）

議長（植田昌孝） 森企業長。

企業長（森章浩） 同第3号、磯城郡水道企業団公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由の説明を行います。

本企业団の公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、後藤忠弘氏を選任いたしたく存じます。

後藤氏は、平成30年9月から川西町公平委員会委員に就任されており、その実績から委員としてふさわしい人格、識見を有しており、適任であると考えます。

地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の皆様の同意を得たく、ご提案申し上げる次第でございます。

なお、後藤氏につきましては、住所は、川西町大字結崎747番地の77で、

生年月日は、昭和28年2月19日生まれの68歳でございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎表 決

議長（植田昌孝） ただいま企業長より説明のありました公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、後藤忠弘君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（植田昌孝） ご異議なしと認めます。

よって、同第3号、公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、後藤忠弘君に同意することに決しました。

◎議案上程
◎提案理由の説明

議長（植田昌孝） 次に、日程第13、同第4号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とし、朗読を省略し、企業長より提案理由の説明を求めます。

（森企業長挙手）

議長（植田昌孝） 森企業長。

企業長（森章浩） 同第4号、磯城郡水道企業団公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由の説明を行います。

本企业団の公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、福井章氏を選任いたしたいと存じます。

福井氏は、平成9年9月から三宅町公平委員会委員に就任されており、その実績から委員としてふさわしい人格、識見を有しており、適任であると考えます。

地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の皆様の同意を得たく、ご提案申し上げる次第でございます。

なお、福井氏につきましては、住所は、三宅町大字但馬478番地で、生年月日は、昭和15年8月16日生まれの81歳でございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◎表 決

議長（植田昌孝） ただいま企業長より説明のありました公平委員会の委員の選任につきの議会の同意を求めることについては、福井章君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（植田昌孝） ご異議なしと認めます。

よって、同第4号、公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、福井章君に同意することに決しました。

◎議案上程

◎提案理由の説明

議長（植田昌孝） 次に、日程第14、同第5号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とし、朗読を省略し、企業長より提案理由の説明を求めます。

（森企業長挙手）

議長（植田昌孝） 森企業長。

企業長（森章浩） 同第5号、磯城郡水道企業団公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由の説明を行います。

本企业団の公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、上田善康氏を選任いたしたいと存じます。

上田氏は、平成27年12月から田原本町公平委員会委員に就任されており、その実績から委員としてふさわしい人格、識見を有しており、適任であると考えます。

地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の皆様の同意を得たく、ご提案申し上げる次第でございます。

なお、上田氏につきましては、住所は、田原本町168番地の1で、生年月日は、昭和23年5月5日生まれの73歳でございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◎表 決

議長（植田昌孝） ただいま企業長より説明のありました公平委員会の委員の選任につきの議会の同意を求めることについては、上田善康君に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(植田昌孝) ご異議なしと認めます。

よって、同第5号、公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、上田善康君に同意することに決しました。

◎閉会あいさつ

議長(植田昌孝) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

閉会にあたりまして、企業長より挨拶を受けることにいたします。

議長(植田昌孝) 森企業長。

企業長(森章浩) 議長のご指名によりまして、令和4年磯城郡水道企業団議会第1回臨時会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本日提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、しかも、各議案全て原案どおりご議決、ご承認いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

賜りましたご意見につきましては、今後の企業団の事業運営に活かしてまいりたいと考えております。

なお、今回、磯城郡が取り組んでいる水道事業の経営統合につきましては、県内で初めての取り組みでございます。

最初に申し上げましたとおり、水道事業の広域化は、社会的にこれからますます重要性が高まっていくのではないかと思います。

企業団への移行直後は様々な課題も出てくるかと思いますが、少し長い目で見たときに、磯城郡は広域化して良くなった、水道の基盤が強化されたと言っただけのように、3町で協力して頑張っていきたいと考えております。

最後になりますが、議員の皆様におかれましては、今後とも磯城郡水道企業団の事業運営の発展に、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉 会

議長(植田昌孝) ありがとうございました。

議員各位におかれましては、ご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

ございました。

また、慎重にご審議を賜りましたことに厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは、これをもちまして、令和4年磯城郡水道企業団議会第1回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時11分閉会

地方自治法第123条第2項及び磯城郡水道企業団議会会議規則第69条の規定により、ここに署名する。

磯城郡水道企業団議会議長

磯城郡水道企業団議会臨時議長

磯城郡水道企業団議会議員

磯城郡水道企業団議会議員
